

佐賀労働局発表  
令和5年4月28日

【照会先】

佐賀労働局 労働基準部 健康安全課  
課長 貞木 竜成  
安全専門官 小宮 隆寛  
電話 0952 (32) 7176 (直通)

### 佐賀労働局 第14次労働災害防止計画を策定しました！

#### ～新たにアウトプット指標を設定～

佐賀労働局（局長 重河真弓）は、第13次労働災害防止計画のとりまとめを行い、その評価結果に基づき、新たに第14次労働災害防止計画を策定しました。

#### 第13次防労働災害防止計画のとりまとめについて（速報版）

- ・ 佐賀労働局では、平成29年度（2017年度）を初年度とした5年間にわたる第13次労働災害防止計画について、分析・評価を行いました。
- ・ 第13次労働災害防止計画のとりまとめ結果のポイント及び概要を「別紙1」に添付しています。

また、とりまとめ結果の詳細を佐賀労働局ホームページにて公表しています。

（佐賀労働局ホームページ）

トップページ ⇒各種法令・制度・手続き ⇒安全衛生関係 ⇒新着情報

⇒第13次労働災害防止計画の評価（速報値版）

（「新着情報：2023年04月12日」からもご覧いただけます）



（QRコード）

#### 第14次防労働災害防止計画の策定について

- ・ 労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、令和5年度（2023年度）を初年度とした5年間にわたる第14次労働災害防止計画を新たに策定し、行政、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者等と連携・協働して取り組むこととしています。
- ・ 第14次労働災害防止計画のポイントを「別紙2」に、第14次労働災害防止計画の内容を「別添」に添付しています。また、第14次労働災害防止計画の本文を佐賀労働局ホームページに公表しています。
- ・ アウトカム指標を達成した場合、第13次労働災害防止計画期間と比較して第14次労働災害防止期間において、「死亡災害を15%以上減少する」、「死傷災害を減少する」ことが期待されます。

（佐賀労働局ホームページ）

トップページ ⇒各種法令・制度・手続き ⇒安全衛生関係 ⇒安全衛生情報

⇒労働災害対策防止 ⇒第14次労働災害防止計画について

（「新着情報：2023年04月12日」からもご覧いただけます）



（QRコード）

- ※ 13次労働災害防止計画のとりまとめ結果は、令和5年1月10日速報値によりま  
す。
- ※ 佐賀労働局労働災害防止計画は、厚生労働大臣が定める労働災害防止計画に基づ  
き、佐賀労働局管内における労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を  
佐賀労働局長が定める5か年計画です。
- ※ 「アウトプット指標」とは、事業場における各種安全衛生活動の取組の進捗状況  
を確認する指標のことです。
- ※ 「アウトカム指標」とは、各種労働災害統計における達成目標となる指標のこと  
です。

(添付資料)

- 別紙1 第13次労働災害防止計画とりまとめ結果(概要)
- 別紙2 第14次労働災害防止計画策定のポイント
- 別添 佐賀労働局 第14次労働災害防止計画の内容

## 第13次労働災害防止計画とりまとめ結果(概要)

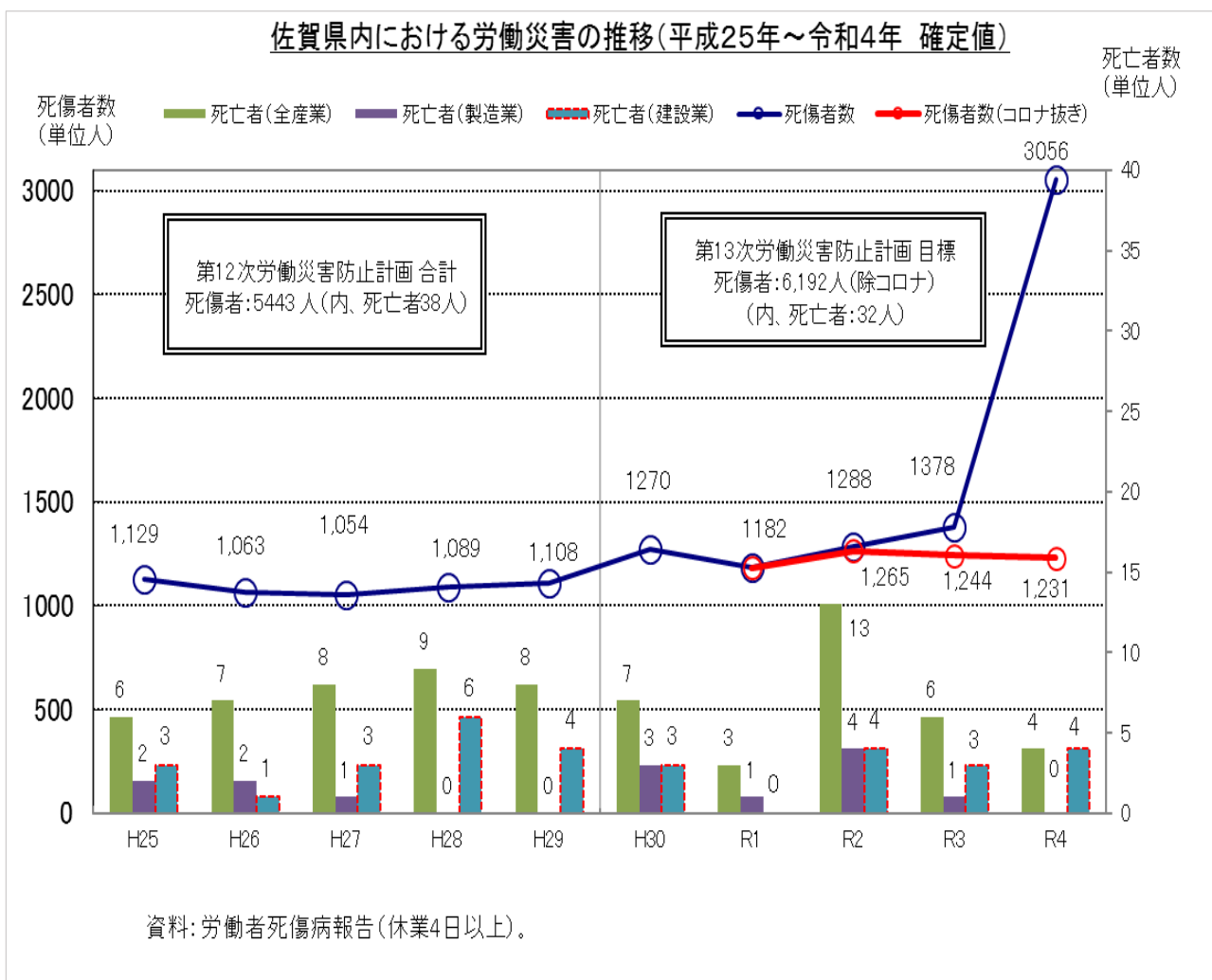
(※新型コロナウイルスのり患による労働災害を除いた評価、令和5年1月10日速報値)

### ○平成30年～令和4年の労働災害による死亡者数：32人

(年平均6.4人、第12次労働災害防止計画(以下「12次防」という。)期間から△15.8%)。

### ○令和4年の休業4日以上之死傷者数：1,147人(確定値は1,231人)

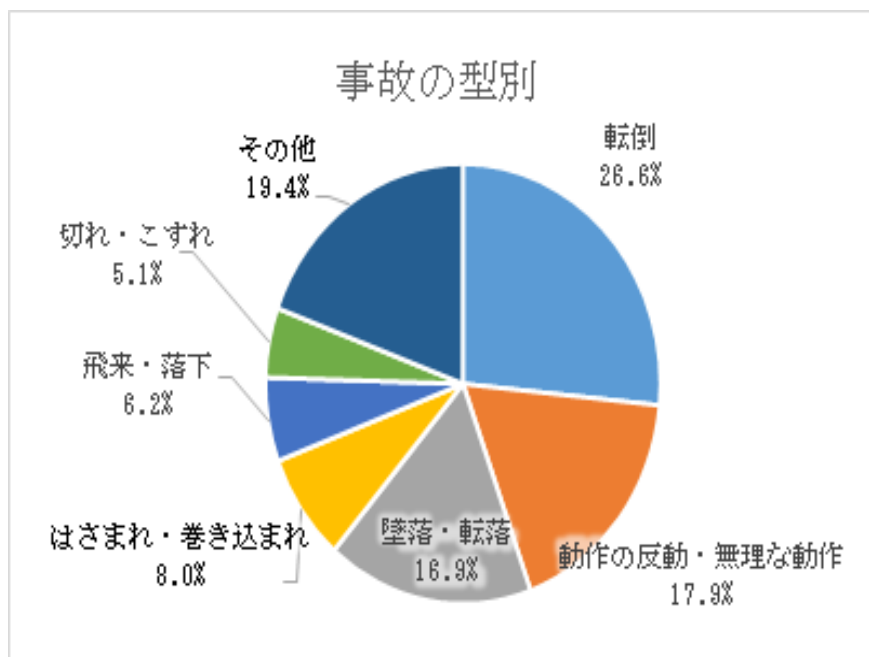
(平成29年と令和4年の比較で39人増加)



## 【ポイント】 ※期間（平成30年～令和4年）

- ・最も多かった事故の型は、「転倒」（全体の24.6%）。  
「動作の反動・無理な動作」（全体の16.6%）による災害を加えた「行動災害」は、全体の41.2%と4割超。
- ・60歳以上の高年齢労働者による労働災害は、575人増加（12次防期間から+44.3%）。  
また、全体に占める60歳以上の高年齢労働者による死傷者は増加傾向にあり、令和4年は全体の32.3%が60歳以上の高年齢労働者による労働災害。
- ・労働災害が多かった業種  
「製造業」（1,532件、全体の25.1%）  
「陸上貨物運送事業」（840件、全体13.8%）  
「建設業」（803件、全体の13.1%）

（参考）令和4年 佐賀県内労働災害発生状況（事故の型別）確定値



第13次労働災害防止計画とりまとめ結果（概要）【速報値版】

		目標	結果（コロナ含む）	参考結果（コロナ除く）
			実績	実績
死亡者数		死亡者数を12次防年平均（7.6人）と比較して令和4年までに年平均15%以上減少（7.6人→6人）	13次防期間の平均均死亡者6.6人（平均-1.0人、-13.2%）	13次防期間の平均死亡者6.4人（平均-1.2人、-15.8%）
死傷者数		休業4日以上死傷者数を令和4年までに15%以上減少。（1108人→1052人以下／年）	令和4年死傷者 2,713人（+1,605人、+144.9%）	令和4年1,147人（+39人、+3.5%）
業種別対策	建設業	死亡者数を12次防期間中の総数と比較して、13次防期間の5年間で15%以上減少。（17人→14人以下／5年）	13次防期間の死亡者数 14人（-3人、-17.6%）	13次防期間の死亡者数 14人（-3人、-17.6%）
	製造業	死亡者数を12次防期間中の総数と比較して、13次防期間の5年間で15%以上減少。（5人→4人以下／5年）	13次防期間の死亡者数 9人（+4人、+80.0%）	13次防期間の死亡者数 9人（+4人、+80.0%）
	食料品製造業	死傷者数を、平成29年と比較して、令和4年までに10%以上減少。（152人→136人以下／5年）	令和4年死傷者数 171人（+19人、+12.5%）	令和4年死傷者数 118人（-34人、-22.4%）
	陸上貨物運送事業	死傷者数を、平成29年と比較して、令和4年までに5%以上減少。（141人→133人以下／年）	令和4年死傷者数 144人（+3人、+2.1%）	令和4年死傷者数 144人（+3人、+2.1%）
	小売業	死傷者数を、平成29年と比較して、令和4年までに5%以上減少。（87人→78人以下／年）	令和4年死傷者数 123人（+36人、+41.4%）	令和4年死傷者数 118人（+31人、+35.6%）
	飲食店	死傷者数を、平成29年と比較して、令和4年までに5%以上減少。（87人→78人以下／年）	令和4年死傷者数 47人（+14人、+42.4%）	令和4年死傷者数 37人（+4人、+12.1%）
	社会福祉施設	死傷者数を、令和4年までに平成29年より減少。（94人→93人以下／年）	令和4年死傷者数 780人（+686人、+729.8%）	令和4年死傷者数 112人（+18人、+19.1%）
健康確保対策	ストレスチェック	ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合を80%以上。（平成28年63%→80%以上）	令和4年集団分析割合 85.4%	
	腰痛	第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を令和4年までに減少。（平成29年49人→48人）	令和4年腰痛死傷者数 56人（+7人、+14.4%）	
	熱中症	職場での熱中症による労災認定件数を12次防期間中の総数と比較して、13次防期間中の5年間で5%以上減少。（288人→273人／5年以下）	熱中症による労災認定件数12次防 288人→13次防 433人（+145人、+50.3%）	



## 第 14 次労働災害防止計画策定のポイント

### ○「アウトプット指標」を新設。

各労働災害統計の数値目標の設定のみならず、各種安全衛生管理活動に取り組む事業場の割合の拡大について、数値目標を設定しました。

### ○「労働者の行動に起因する労働災害」及び「60 歳以上の高年齢労働者による労働災害」を減少させるための目標を設定。

### ○業種別対策

特に労働災害が多い

- ・「陸上貨物運送事業」
- ・「建設業」
- ・「製造業」
- ・「林業」

について労働災害を減少させるための目標を設定。

### ○労働者の健康確保対策

働き方改革に関連する指標として

- ・「年次有給休暇の取得率向上」
- ・「勤務間インターバル制度の導入促進」
- ・「長時間労働を行う労働者の割合の減少」

について数値目標を設定。

### ○アウトカム指標を達成した場合、「死亡災害を 15%以上減少」、「死傷災害を減少」を期待。(13 次防期間と比較)





## 佐賀労働局 第14次労働災害防止計画の内容（アウトプット指標）

計画期間：令和5年4月～令和10年3月

## 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を令和9年（2027年）までに70%以上とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年（2027年）までに80%以上とする。
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年（2023年）と比較して令和9年（2027年）までに増加させる。

## 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を令和9年（2027年）までに70%以上とする。

## 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者にわかりやすい方法で災害防止の教育をおこなっている事業場の割合を令和9年（2027年）までに60%以上とする。

## 業種別の労働災害防止対策の推進

- 荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を令和9年（2027年）までに45%以上とする。
- 墜落・転落災害の防止等に関する実効あるリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和9年（2027年）までに85%以上とする。
- 実効ある機械災害防止対策（非常作業を含む）に取り組む製造業の割合を令和9年（2027年）までに70%以上とする。
- 伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年（2027年）までに50%以上とする。

## 労働者の健康確保対策の推進

- 企業における年次有給休暇の取得率を令和7年（2025年）までに70%以上とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年（2025年）までに30%以上とする。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年（2027年）までに80%以上とする。
- 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年（2027年）までに50%以上とする。
- 健康診断後の事後措置・治療と仕事の両立支援・その他の必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年（2027年）までに80%以上とする。

## 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年（2025年）までに80%以上とする。
- リスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性または有害性が把握されている化学物質について、化学物質に係るリスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年（2025年）までに80%以上とする。その上で、化学物質に係るリスクアセスメントの結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年（2027年）までに80%以上とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を令和5年（2023年）と比較して令和9年（2027年）までに増加させる。

